

令和5年度(2023年度)第3回函館市障がい者計画策定推進委員会 会議録要旨

○ 日 時 令和5年(2023年)10月3日(火)午後6時から午後7時30分まで

○ 場 所 函館市役所8階 第2会議室

○ 出席委員(13名)

赤坂委員, 大淵委員, 大山委員, 河村委員, 北間委員, 佐藤委員, 島委員, 堤委員, 納谷委員, 野澤委員, 野村委員, 廣畑委員, 松田委員

○ 事務局職員

障がい保健福祉課 田口課長, 芳村主査, 二本柳主査, 加藤主査, 瀬戸主査, 吉田主査, 阿部主事

○ 会議内容

1 開会(午後6時)

【吉田主査】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回函館市障がい者計画策定推進委員会を開催いたします。

2 協議事項

【佐藤会長】

皆さん、こんばんは。前回の冒頭では、暑くて大変だという話をしたのですが、急激に寒くなってきて、四季が巡ってくるということを感じますね。

今日は、お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

早速、議事進行していきたいと思えます。

それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

(1) 成果目標について

【佐藤会長】

はじめに、協議事項(1)「成果目標について」として、まず、資料1について事務局から説明をお願いします。

【吉田主査】

(「資料1 令和8年度の成果目標と第6期計画の進捗状況」に基づき説明)

【佐藤会長】

はい。ありがとうございました。

前回の委員会において、意見が出たことについて、追加をしていただきました。

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

無ければ、1つ報告をしたいのですが、先日、北海道身体障害者福祉協会の福祉大会が紋別で開催されまして、北海道に対する要望書などをそれぞれ持ち寄り発表し、道の担当者が来られて、それに対して一定程度の見解を述べるというのですが、1回目の委員会で取り上げました、医療的ケア児支援という、本日の資料の6ページの(3)医療的ケア児支援のためにコーディネーターの配置について、都道府県に1か所ということで札幌に配置していますが、北海道は広いので複数箇所あった方が良いのではないかという要望を出したんです。

それに対して、北海道からは、それぞれの自治体と連絡を取りながら養成研修を開催して、それぞれの自治体でコーディネーターの養成を図っていききたい、という旨の見解が出されました。

ということで、意見を出してくださっていた松田委員、よろしいですね。

【松田委員】

はい。

【佐藤会長】

では、特に意見等なければ、次に進めさせていただきます。

(2) 障がい福祉サービス等のサービス量の見込みについて

【佐藤会長】

資料2の障害福祉サービス等のサービス量の見込みについて事務局から説明をお願いいたします。

【吉田主査】

(「資料2 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み」に基づき説明)

【佐藤会長】

はい、この件に関して、ご質問等ございましたらお願いします。廣畑委員どうぞ。

【廣畑委員】

情報量が多いので、僕の方で1つずつ区切りながら質問させていただきたいと思えます。

まずは、資料2の2ページ、3ページのところで、この実績の数値が、令和2年度から4年度までは3月の数値なのに対し、令和5年度は、5月の数値ということなので、令和5年度を入れて増減を見てるっていうのは、どうかと思います。

例えば、在宅系でいうと、5月は花見で在宅系サービスをちょっと利用してとか、そういうことがあり得るので、単純な比較はできないなと思いつつながら、私は、令和2年度から4年度の数値を中心に、増減を読み取った次第です。

そうした中で、2点の質問がありまして、1つは、居宅介護の実績について、令和3年度、4年度の人数が、332人から333人で、プラス1になっているのですが、時間については、令和3年度が3,859時間、令和4年度が3,626時間というふうに、233時間も減になっているので、どういう状況で減っているのかということを知りたいと思ったのと、重度訪問介護についても同様に、人数の実績が令和3年度、令和4年度で、4人減となっているんですが、時間の実績は、780時間から817時間という事で、37時間増えている。重度訪問介護の場合は、どういう状況で4人減になっているのかという背景も知りたいということで、これが質問です。

【吉田主査】

厚生労働省作成の月別の利用状況を見ますと、居宅介護につきましては、2022年6月には1人当たりの平均利用時間数は、11.1になっているのですが、月を追うごとに徐々に減ってきておりまして、2023年5月には10.6と、理由までは分からないのですが、数値を見る限りでは、月を追うごとに徐々に減ってきている傾向がございます。

【廣畑委員】

重度訪問介護の人数減については、転出か死亡かという状況しか考えられないのですが、どういう状況なのでしょう。

【芳村主査】

可能性の話ということでご理解いただきたいのですが、重度訪問介護の4人減のところについては、移動介助も含まれるのですが、令和3年度には身体介助のほかにも移動介助を含めて決定して、令和4年度には移動介助が入っていない決定をしてという、そういった決定の仕方の差ではないかと思えます。

【廣畑委員】

別々に分けて、2つとしてカウントしている可能性があるということでしょうか。

【芳村主査】

はい。この期間で亡くなったとか転出したとかというよりは、そういった決定の仕方の違いによって差が出ているものと思えます。

【廣畑委員】

なるほど。人数が極端に減っていたので、これはどういう状況なのかなということでご質問させていただいたところでした。

もう1点、これは意見なんですけれども、3ページの下の方に利用人数についてということで、2行目ですね。居宅介護、重度訪問介護は地域移行に伴い、利用人数

の増を見込みましたということで、実際の利用状況の実績としては、先ほど確認したように、減じている状況ではありながらも、地域移行を想定して、増を見込まれたということで、私もここは非常に共感できるところで、必要なところかなと思いました。

一方で、2ページ目の同行援護の利用実績について、時間数が、令和2年度で585時間、令和3年度で662時間、令和4年度で712時間というふうに増加していて、令和5年度では639時間、これは、5月の実績なので、あまり当てにしている数字だと見えています。

令和2年度から右肩上がりなんですね。利用人数については下の方、63、61、60という、60人くらいを推移しているという状況でも。要は、何を言いたいかと言いますと、利用時間の実績のところは、実際右肩上がりになっていると読めるのです。

一方、3ページの同行援護の見込みを見ると、令和6年、7年、8年が、一律658時間になっているのです。実際にニーズが高まっている中で、この数値で足りるのかしらと思うのです。

なので、例えば、令和4年の712時間という一番高い実績があるので、この高い実績と同じくらいにしておく必要があるんじゃないかなと思いましたが、ここは数値を上げるということではいかがでしょうかという意見でした。

【吉田主査】

令和2年度の時間数については、コロナ禍ということもあって、3月における1人当たりの利用時間数が9.29時間ということで、少し落ちていて、その分で、伸び率2から3、3から4と、かなり増えているように見えるのは承知しております。ただ、最大値で見込むということも可能だと思いますので、令和4年度の実績の数字を使って、712時間で伸ばしていくというような形に、変更させていただきたいと思えます。

【佐藤会長】

はい、では他にございませんでしょうか。島委員。

【島委員】

今、同行援護の、廣畑先生からのご意見ありがとうございます。私も気にはなっていて、コロナ禍だからなのかなとは思って見てはいたのですが、今の吉田主査のお答えだと、令和8年度を最大値にして、それに向けて上げていくという解釈でしょうか。それとも、令和6年度から8年度まで最大値でいくことでしょうか。

【吉田主査】

6年度を最大値として、伸び率を使って上げていくということです。

【島委員】

上げるということですね。でも、そんなにいますかね。感覚として、そこまで上げなくても大丈夫のような気がします。お答えいただき、ありがとうございます。

【佐藤会長】

他にございませんか。野村委員どうぞ。

【野村委員】

詳細な資料をありがとうございます。

就労支援についてですが、7から10ページについて、質問と意見があります。私は、不登校や引きこもりなどについての相談支援活動をしておりますが、就労支援がとても重要な課題であり、これからより大きな役割を果たしてくるのではないのかなと考えております。そういう点から大変意欲的な数字を出していただいて大変ありがたいと思います。

例えば、今後移行支援にしても、就労継続支援にしても、第6期計画における当初の見込みをかなり大きく上回る報告がされています。

これは、いろんな要素があるとは思いますが、一番は、実際にニーズが高いことが反映されているのだと思います。おそらく、かなり積極的に関係機関と連携して、そういったニーズを掘り起こしていったのではないのかなと思うのですが、実態としてはどうなのでしょうかね。

ハローワークの心の相談コーナーには、私も大変お世話になっておりまして、そこを通じて就労系サービスに繋がっているという例が結構あるんです。ですから、多分この分野というのは、過去の利用の推移を見て、数値を見込むことは当然な妥当な判断だと思うんですけども、より積極的に広報し、関係機関と連携していくなれば、利用がもっと伸びていく可能性があるのではないかなと感じています。この数字で果たして本当に十分なのかということについて、事務局の意見をお聞かせいただきたいと思います。

また、これに対して、10ページの就労定着支援事業、これが何故か見込みよりも実績が少ない。こんなにもどうしてなのかなというところで何かあれば。

例えば、移行支援や就労継続支援が、非常にいい仕事をしていて、定着支援まであえてやらなくても、きちんと定着してるんだということなのかも知れませんが、必ずしも実績が少ないことが直ちに良くないことだとは思いません。しかし、見込みよりも実績が少ない要因が何なのか、実績に基づいて算出して、数値は増えてますけども、これで果たして十分というふうに判断できるのでしょうか。

【佐藤会長】

事務局回答の前に、北間委員からご意見いただけますか。

【北間委員】

はい。先程のお話にありましたハローワークの心の相談コーナーについてですが、勤務が月15日勤務で1日6時間半勤務です。それで、1時間単位で時間枠を設定しております。

担当スタッフの勤務時間が、9時半からなんですけど、相談対応が10時からで、午前中は2人、午後は昼1時から、2時、3時で、4時は事務処理のために、なるべく入れないようにしているんですけど、現状としては、結構埋まっています。

それで、あまり良くないのですが、スタッフはかなり残ったりして、遅いときは8時くらいまで、普段でも6時くらいまでは残って相談記録の整理とかを、かなり頑張ってくれています。上層部の方からは、やり過ぎだとは言われますが、スタッフは増えていない状況です。

相談時間は、45分、50分くらいまで伸びて、後は整理する時間ということでやっていて、ほぼ1時間びっしりという感じです。相談時間が足りないと言いつつも、次の予約があるので伸ばすわけにはいきません。心の相談コーナーは、全道にあるのですが、函館での取扱い件数は、北海道でも1番です。2番手には、倍まではいかないですけど、倍近く差を付けています。

かなり多い状況です。定着支援に入ったり、面接の同行とかも行っているので、普段の相談となると、予約がほぼ飽和状態になっているという状況です。

心の相談コーナーについては、そういうような状況になっております。

【佐藤会長】

ありがとうございます。

相談件数が全道で1番ということで、相談しなければならない大変な状況にある人が沢山いるということですから、必ずしも地域としてあまり誇れるものではないかもしれませんが、何かあったらすぐに相談できる窓口がある、そういうPRがきちんとされているということでもあると思うので、そういった点では良いんでしょうね。

【北間委員】

なかなか難しいですね。受け入れてばかりだと絶対パンクしてしまうので、なるべくは、もう支援に頼らなくても大丈夫ですよとしていきたいですが、なかなか難しい人が多いので、どんどん抱え込んでいるケースが増えていっている状況です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。続いて、事務局の回答をお願いします。

【芳村主査】

はい。先ほどのご質問で、まず1つ目の就労継続支援A型・B型、就労移行支援の令和6年度以降の見込みについては、事業所数については、特に就労継続支援B型の事業所は依然として増えている傾向にありますので、それに伴って、まだ利用されていない新規で利用される方が今後出てくる可能性がありますので、このように右肩上がりになるというのは十分想定されるものと考えております。

2点目の就労定着支援の見込みについてですが、見込の数値が落ちているのは、当初、事業所数が3事業所で拡大すると見込み、それを踏まえて見込んでいた数字でしたが、実際は、市内2事業所のみです。その2事業所のどちらかを選んで利用するという状況ですので、事業所数の減に伴って、こういう数字になっているものと考えております。以上です。

【野村委員】

はい、分かりました。

【佐藤会長】

他にございますか。はい、廣畑委員。

【廣畑委員】

就労支援系の部分での質問なのですが、7ページの④に就労選択支援という障害福祉サービスが新たに登場しまして、その下のところに、「過去の相談実績を基に見込みました」と書いていて、10と言う数字が各年度に入っているのですが、過去の実績というのは何なのか知りたいと思いましたが、教えていただけますでしょうか。

【吉田主査】

過去の相談実績につきましては、今、侑愛会さんに、すてっぷという就労支援施設がございますので、その中で年間2,000件くらい受けているご相談の中で、福祉的な就労、就労継続支援事業などに繋がった人数が、大体10人くらいとお伺いしております、それを基に見込ませていただいています。

【廣畑委員】

よくわかりました、ありがとうございました。それでは、合わせてお尋ねします。

先に進みまして、12ページ、13ページの居住系サービスのところですね。それで、特に②施設入所支援の所で、令和5年5月の実績で、538名と言う事で、冒頭の令和4年度の段階では、その一手手前を見ていただければ536人という数字が出てたと思います。2名増えているということですが、第7期に関して言うと、3年間で、18名削減するという目標を立てているので、見込みとしては、例えば、令和6年度が532、令和7年度が526、そして令和8年度が520というように見込み

を想定していかないと、整合性に欠けるかなと思ったので、数字を調整いただきたいと思ったのがまず1つ。

次に、右側の自立生活援助に関して、地域移行に向けて非常に重要な福祉サービスであるとすれば、実績が令和4年度、5年度で2人しかいないんですけど、ただ見込みのところを見ると4、5、6っていうと足し算すると15なんですね。入所者を18減らすとなるとそれ以上に、もっとこれを利用していただいて、地域移行に向かっていただくとすれば、この見込量は少ないのかなと思いました。例えば、減少数18人ですので、6、6、6と見込む方法もあります。この事業を利用していただいて、地域移行できなかったけれど、結果的に18に近い人数が移行できるような見込にしておかないと、例えば、ここを8、8、8みたいな形で、24ぐらいを見込んで、そのうち18人が地域移行できたら良いといった設定の方が、入所者数の削減との間に整合性があるのではないかなと思いましたので、修正いただきたいと思いました。以上です。

【佐藤会長】

はい。数字については、事務局から改めてお話していただきたいと思いますが、その前に私から、今、廣畑委員からの質問の中であった13ページの自立生活援助、この実績が2ということ、あまり話題に上がらないのかなと思っていたのですが、第1回、2回と続けて、廣畑委員から、本当の意味での地域移行は、グループホームへの移行ではないというお話がありました。そういう点では、地域移行の本質的なものというのは、自立生活援助にあるのかなという気がします。

ただ、自立生活援助は、グループホームなどから一人暮らしに移行するために、自分または入所していたところの法人が契約をしたアパートに移り住んで、法人がいろんな支援をするというサービスですが、そこでの生活は、原則、期限付きなのですね。その期限が来たら、元のグループホームに戻るか、1人で頑張って生活するか、どちらかを選択するということになって、法人の支援がそこで止まります。

これが、もう少し使い勝手の良いものであれば、地域移行について、すごく弾みが付くのではないかと思います。非常に難しい問題で、グループホームを運営する法人としては、まだそこまで支援が至らないのかなと思います。

もう少し突き詰めれば、実際にアパートで一人暮らしをしようという入所者がどれだけいるのか。入所施設からグループホームに移行する数字が伸びないのは、入所者の高齢化、重度化も原因としてあると思います。そういった人たちが沢山いるだろうと考えると、この事業に一体どれだけのニーズがあるのかと、私は疑問に思います。しかし、同時に、廣畑委員が最初におっしゃっていた本当の地域移行は、ここにあるという気もするのですね。

だから、グループホームへの移行を地域移行だと思えないというのは、函館市としては難しいと思いますので、自立生活援助という事業について、もう少し注目していきたいと思います。長くなりましたが、以上です。

それでは、事務局の回答をお願いします。

【吉田主査】

まず、1点目の施設入所支援の令和8年度末の数値でございますが、資料1の2ページの減少見込み入所者数のところの基準日となる令和4年度末の入所者数536人に対して、令和8年度末の減少見込み入所者数が6人といたしましたので、施設入所者の入所者数としましては、地域移行される方は18人いるけれども、新たに入居する方がいるので6人としたものですので、令和8年度末については530人になるということです。5年度から6年度に新規のグループホームができる予定でありますので、それを見込んで、6年度からの6名減ということにいたしました。

【廣畑委員】

説明ありがとうございます。きちんと資料が読み切れていなくて、待機者について把握できてなかったの、前者について了解いたしました。

【佐藤会長】

はい。もう少しご意見を伺いたいと思います。では、松田委員。

【松田委員】

12ページの居宅系サービスのグループホームについてなのですが、先日、北海道主催のタウンミーティングに参加したところ、A型事業所の方からグループホームが足りないのではないかという話が出ていました。足りないのではないかという割には6期の見込みを下回っていますが、市の方では、市内のグループホームの空き状況をどの程度把握してるものなのでしょうか。もし、把握しているのでしたら、相談事業所に対して、こういうところが空いてるよなどという形で紹介できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと、もう1つはやはり地域移行について、グループホームの入居者は、高齢化、重度化しているんですね。例えば、うちのグループホームでは、最高年齢者、もう67、8歳と70歳近い人がいます。しかし、そのような方を、グループホームで看ることができるのかという問題も出てきています。そうなると、泊まりの職員を置かなければいけないということになりまして、もう大変な状況です。

そのような状況で、新規開設予定の事業者の定員分を増と見込んでいますが、そちらに入る方たちは、重度の人たちを想定していますよね。入所支援施設から地域移行されるということは重度の方たちですよ。施設の方からお話を聞きましたが、ほとんどが高齢、重度の方なのです。そういう方たちは、余程のことがないと地域移行できません。

だとすると、施設入所者数の減っている分は、長期入院したか亡くなったかということなのでしょうから、共同生活援助の数の見込み方について、もう一度見直してほ

しく思います。

それから、グループホームについては、「主に夜間、相談や入浴、排泄、食事の介護など日常生活上の援助を行う」ということは、重度の方の支援ですよね。それは、もうグループホームじゃないと思います。

【佐藤会長】

事務局に答えを求めているのではなく、実態の話をしたいいことでよろしいですか。

【松田委員】

はい。

【芳村主査】

それでは、グループホームの空き状況について、お答え申し上げます。

今現在、空き状況については、事業所に対して定期的に照会して確認しているという事はしておりません。数年前に事業所に照会した際には、記憶で申し上げるので申し訳ないですが、全ての事業所から回答を頂いた訳ではございませんけれども、ほぼ90パーセント以上の入居率でした。

ただ、ここ数年は、そういった調査を行っていないというのが現状です。

【松田委員】

分かりました。

【佐藤会長】

他にございませんでしょうか。はい。廣畑委員。

【廣畑委員】

相談支援のところ、資料でいうと14ページから20ページに該当するところについて、例えば、14ページの(2)地域移行支援とか、15ページの(3)の地域定着支援とかは、「利用実績がありませんでした」と書いてありますが、この利用実績がない状態が問題なのだと認識しておりまして、利用を伸ばしていかないといけないと思います。また、これらの事業は地域移行に向けた重要な事業であるから、もう少し見込数を高く設定すべきで、計画には利用をもっと伸ばそうとか書くべきところではないとは思いますが、その意気込みとして、例えば、地域移行支援の見込みを令和6年度から、5、7、9となっているところを、10、10、10としてみるとか、15ページの定着支援の見込みで、3、4、5となっているところを5、5、5としてみるとか、そうやって、函館市では地域移行を重視してるんだという姿勢をきちんと作っておくというのが結構重要になってくるんじゃないかと思いますので、意見として

言わせていただきます。

あと、確認させていただきたいのですが、19ページの④居宅訪問型児童発達支援に関して、これも利用実績がなくて、かつ、過去も利用がないと。前期でもずっと利用実績が無いですよ。0, 0, 0ってきてて、これがなぜずっと0なのだろうと疑問に思ったので、どういう状況で0なのかを確認させてください。

【芳村主査】

実施事業所が無いからです。

【廣畑委員】

事業所が無いということなんですね。それでは、事業実施を促進するような取組があれば、必要な課題が見えてくるのかなと思った次第です。

【佐藤会長】

相談支援というのは、困ったときに最初に行くところになるのだと思うのですが、その実績がないということについては、実は相談しなければならぬ事柄がないのか、相談しに行くところが分からないのか、分かっても行きづらいのか、いろいろと理由はあると思いますが、やはり気軽に行って、何でも話せるような支援場所というのは必要なのかなと思います。

そう言った意味では、地域包括支援センターがそういう役割を果たすのではないかとということには、前回お話が出たのですけれども、事務局、どうでしょうかね。

【芳村主査】

地域移行支援と地域定着支援につきましては、私、サービスを決定するところにいるのですが、感覚としては、なかなか地域移行支援だとか地域定着支援だとか、そういった相談はあまり受けていないため、どうしても実績はこういう形になってしまうのかなと思っていました。各関係事業所への制度の浸透は、なかなか難しいのかなという認識であります。

【佐藤会長】

よろしいですか。数字の問題については、もう一度事務局で精査していただいて、次回までに変更するかどうか、お答えをいただきたいと思います。

他にございませんか。はい、廣畑委員。

【廣畑委員】

次は、地域生活支援事業について、1つ目は、感想ということで言わせていただきますと、23ページの④成年後見制度の利用支援事業に関して、実績を見ると、見込みと非常に近い数字で右肩上がりになっています。これは、非常に重要な事業だと思

ってしまして、利用が伸びているので良かったなと思いました。おそらく、障がい保健福祉課の皆さんの広報の努力だとか、成年後見を実際に担っている人たちの活動の成果が、利用に繋がっているんじゃないかなと推測できます。だから、これは非常に嬉しいなという感想です。

続いて、見込量について、例えば、24ページの⑥意思疎通支援事業のアの派遣事業ですが、実績を見ると、令和2年度の1,027件から4年度では1,489件まで伸びてるんですね。そして、令和5年度は、5月実績なんで若干下がってるというところですが、令和3年度から4年度の実績でかなり伸びているなというところで、見込みを見ると1,312人となっています。これで、果たして足りるのかなと。あとは、イの手話通訳者設置事業の見込み2,2,2に対して、実績が2,2,2,3となっていて、3,3,3という人員配置で足りているのかなとかですね。あと、25ページのウの代筆代読支援員派遣事業に関して言いますと、これは令和4年度から始まった事業であると先ほど説明いただいたんですが、令和4年度で160件ほど。令和5年度は、半ばにして、203件となっているのだと思いますが、かなり伸びているんですね。とすれば、そういう伸び率を考えたときに6から8年度までの見込みとして203件で足りるでしょうか。この件については、島さんにちょっとお聞きしたいのですが。他にも、28ページの⑩障害児等療育支援事業について、1か所で実際に足りてるのかとか、29ページの所の⑫ですね、養成研修事業の、アとかイの養成事業で、アでいうと、令和3年度は9人となっています。そして、令和5年度は1人、令和4年度は0人です。これらを踏まえた見込みとして、7期で1,1,1,1となっていますが、これで足りるのかなとか、イも、これも足りるのかなと。人材養成のところ、こういう目標値で実際のニーズに果たして対応できるのかなと思っております。

併せて、30,31ページのところも、⑬養成研修事業の派遣事業なんですよね、派遣事業の方で実績が、0,0,1,4というふうになって、令和5年度の、4,の数字で7期見込まれてるんですけど、これはコロナ禍で利用が減ってこの数字であったことからするともっと右肩上がりだとして想定しておかないと、ちょっと足りないような気がします。それは、同じく31ページの、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業もそうですね。0,0,0ときたのがですね、令和5年度に24とポンと跳ね上がっています。その24人で6年度から8年度までを見込んでいますが、これも足りるのかなと思っています。

人材養成や派遣事業の目標値は、本来ならば、当事者団体に照会をかけて、そこから掘り起こしていった方が良いと思います。盲ろう者向け通訳とか、養成研修、派遣事業、ちょっと手話通訳者のことについては、当事者がいらっしやらないんですけど、島さんにご意見をいただけたらと思います。

【島委員】

この数字からそこまで分析して頂いて、とても当事者として心強く思います。

この代筆・代読支援事業というのは、全国的にも非常に早く、先駆的に函館市が実施してくれた事業です。これには私も非常に感謝していて、高く評価をさせていただいております。

この事業について、私も当事者の立場で発展させるべく、努力はしてきているつもりであります。今の現状を分析したところ、問題点は大きく分けて2つあると考えています。

まず、制度の周知が必要であるということ。これは、利用する側も、それから提供する事業所の側にも問題があるということで、今の大きな課題となっています。

もう1点、それを提供する支援員、それから、事業を行う事業所の数です。実際、居宅系サービスの事業所は大体30事業所くらい函館市にあるのですが、同行援護で視覚障がい者のヘルパーとして動いているのは、10事業所くらいです。

その中で、皆さんに昨年度からこの制度を見越してヘルパー事業所の連絡協議会というのを立ち上げて、数回、会合を設けました。ただ、事業所の皆さんの声を聞いてみたところ、実態として、ヘルパーさんの数が足りない。ヘルパーさんが、高齢化して体力的に動けない。事業所自体の体力も同様で、新しい事業に手を上げるという余力がない。こういう現状でして、提供する側も体力がギリギリの状態で行っているということが分かりました。

今年度、函館市に対し、それを踏まえて、サービスを提供する支援委員を養成しようという事業を新たにやっただけということになってはいますが、大きな問題が2つある中で、果たして、支援員の数を増やすということ、先んじてすべきことなのだろうか。それよりも前に、この制度自体をまず周知するというところに重きを置くべき現状であるというのが、今の私なりの見解です。

ですので、ニーズ的な話をしますと、この代筆・代読支援事業というのは、私たちの生活にとっては非常に有益な素晴らしい制度だと思っております。数字のことを見ても、実施して1年の事業なので、増減のことについては、まだ正確な分析はできませんが、ニーズだけを考えると、大きく伸びていってしかるべきサービスだと感じています。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございました。聴覚障がいの人と視覚障がいの人の話が、混在して出てきているのですが、今日、要約筆記をしている大山さんも来ているので、実際のところ、支援する人たちはどうなっているのか聞きたいですね。メンバーを見ると、昔から知っている人たちが多いな。そういう意味では、高齢化になってきているのかなと思いますね。

手話通訳者については、最近若い人も入ってきている傾向もあるのですが、それでもやはり少ない。同行援護のヘルパーさんについては、もっと高齢化しているんでしょうね。

大山さん、支援する当事者として、その点、どうでしょうかね。

【大山委員】

今の質問からは外れますが、この要約筆記者には手書きとパソコンという2つのジャンルがあります。これを一括りにしないで、手書きとパソコンと分けていただけないかなと前にもお願いしたと思います。

今の質問には関係ないですが、利用者にも手書きとパソコンの2つの選択肢があるので、実績を分けて出していただければ、非常にありがたいと思うのですけども。いかがでしょうか。

【島委員】

事務局の回答の前に、それに関連した意見を言っても良いでしょうか。

【佐藤委員】

はい、どうぞ。

【島委員】

はい、すいません。聴覚障がい者の支援の手話と要約筆記に関してのことですが、私は障がいの種別は違いますが、聴覚障がいの当事者の人たちとのコミュニケーションもあるものですから、その感覚でお答えをさせていただきます。

伸び率について、派遣事業の数としては、大きな数字が出てます。しかし、この伸び率を考えたときに、派遣制度の制約があって、例えば、ここには派遣できるけれど、それにはできない、というようなことが、これは函館だけではなく、全国的にそういう制度になってはいますが、もっと使いやすくなったら、利用者はもっと多くなるという感覚が根底にあるのだらうなと思います。

ですので、廣畑先生のご指摘の伸び率というところから考えると、単純に数字として出てきたものの後ろの見えないところにもっとニーズはあるけれど、制度上、使えないという現状があると私は思っています。

【吉田主査】

大山委員からお話がありました要約筆記の手書きとパソコンの別については、実績に数値を加えさせていただきたいと思います。

島委員からお話がありました、手話通訳者派遣事業の派遣用務については、今年度4月から電化製品の購入や設置について拡大しております。今後も団体や当事者からのご意見を聞きながら、派遣用務の拡大について、検討してまいりたいと思っております。

【佐藤会長】

少しずつだけでも、派遣用務を拡大しているという理解で良いのですね。

もう少し、ご意見、質問いただきたいと思います。はい、河村委員。

【河村委員】

27ページの移動支援事業について、数値はこれで構わないと思うのですが、その運営のあり方について、ご検討いただければと思っています。

今は、ぱすてるで、企画するサークル活動に参加する参加者たちの利用にほぼ依存している状況で、サークル活動は土日だけですので、平日が休みの人だとか、いろんな利用方法に沿った使い方ができるように、例えば、個人がヘルパーと一緒に使って外出するみたいなこともできるように変えていかなければならないと、意見として述べさせていただきます。

それともう一点なのですが、先程、盲ろうの方のお話があったのですが、実は、過去にも「盲ろうあ」の方の相談とかもあって、それを北海道の動きと合わせて、函館市に協力して頂いて、触手話通訳の派遣ができるようになったのですね。

なので、これを計画上、どこに掲載したら良いか分からないのですが、「盲ろうあ」の方に関する何かしらの文を、どこかに掲載できないかなと思ひまして、ご検討いただければなと思ひます。

【島委員】

すいません、河村委員の意見に補足させていただいても良いですか。

盲ろう者の通訳も、大切な意思疎通支援事業のくくりに入れてしかるべきだと思います。

同じように、意思疎通支援を要する人たちには、知的障がいの方たちや重症心身障がいの方たちもいて、見えない・聞こえない人たちだけではありません。そういう方たちの意思疎通支援をする事業として、先んじて北海道で条例が作られています。それは、意思疎通支援条例、手話言語条例という2つの条例です。当市においても、それを模範にしながら、整備されるべきではないかなと考えておりますので、河村委員のご発言に追加して発言させていただきました。

【佐藤会長】

どうでしょうか、最後の「盲ろうあ」の人たちのことについての支援や条例のことを含めて、次回、事務局から回答いただけるということでもよろしいでしょうか。

では、そういうことでよろしく申し上げます。

今日は、時間の都合上、中途半端になってしまったかなという気もするのですが、次回、今日残ったところを少し、またお話ししたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3 その他

【佐藤会長】

さて、その他について、事務局の方でございますか。

【吉田主査】

次回の委員会は11月1日、水曜日を予定しております。後日、案内をお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

4 閉 会

【佐藤会長】

それでは、これで終了したいと思います。

次回、またお元気でお会いしたいと思います。どうもありがとうございました。